

適正な価格転嫁の実現に向けた取組

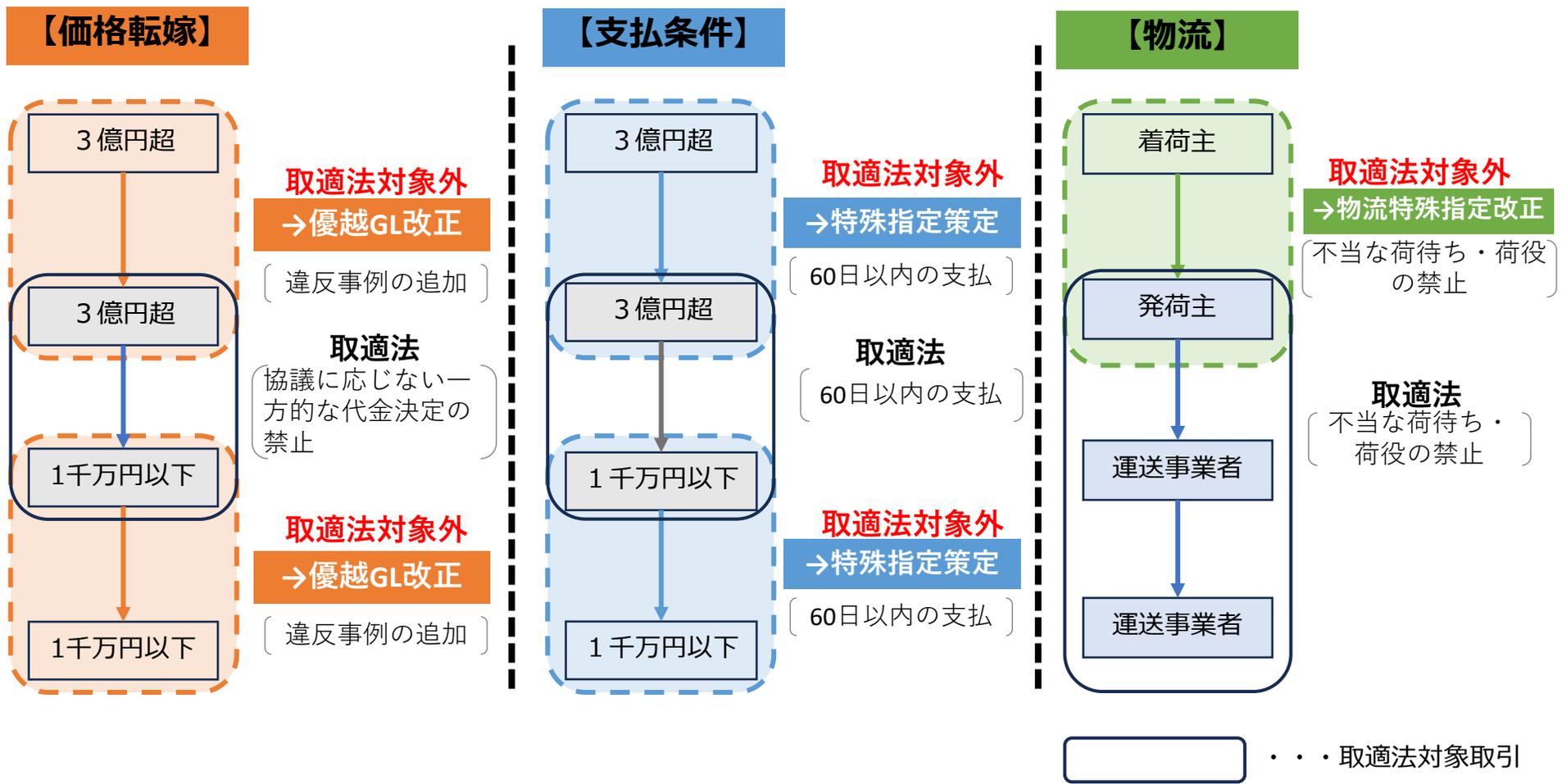
令和8年3月23日
公正取引委員会

法目的	中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護													
適用対象	①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引													
①取引の内容	製造委託 修理委託 情報成果物作成委託（プログラム） 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理） 特定運送委託													
②規模要件	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">委託事業者</td> <td>資本金3億超</td> <td rowspan="3">→</td> <td rowspan="3">中小受託事業者</td> <td>資本金3億以下（個人含む）</td> </tr> <tr> <td>資本金1千万超3億以下</td> <td>資本金1千万以下（個人含む）</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員300人超</td> <td>常時使用する従業員300人以下（個人含む）</td> </tr> </table>	委託事業者	資本金3億超	→	中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む）	資本金1千万超3億以下	資本金1千万以下（個人含む）	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下（個人含む）				
委託事業者	資本金3億超		→			中小受託事業者	資本金3億以下（個人含む）							
	資本金1千万超3億以下						資本金1千万以下（個人含む）							
	常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下（個人含む）												
①取引の内容	情報成果物作成委託（プログラム除く） 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）													
②規模要件	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">委託事業者</td> <td>資本金5千万超</td> <td rowspan="3">→</td> <td rowspan="3">中小受託事業者</td> <td>資本金5千万以下（個人含む）</td> </tr> <tr> <td>資本金1千万超5千万以下</td> <td>資本金1千万以下（個人含む）</td> </tr> <tr> <td>常時使用する従業員100人超</td> <td>常時使用する従業員100人以下（個人含む）</td> </tr> </table>	委託事業者	資本金5千万超	→	中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む）	資本金1千万超5千万以下	資本金1千万以下（個人含む）	常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下（個人含む）				
委託事業者	資本金5千万超		→			中小受託事業者	資本金5千万以下（個人含む）							
	資本金1千万超5千万以下						資本金1千万以下（個人含む）							
	常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下（個人含む）												
義務	<table border="1"> <tr> <td>発注内容を明示する義務（発注書の交付）</td> </tr> <tr> <td>取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）</td> </tr> <tr> <td>支払期日（受領後60日以内）を定める義務</td> </tr> <tr> <td>遅延利息（14.6%）の支払義務</td> </tr> </table>		発注内容を明示する義務（発注書の交付）	取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）	支払期日（受領後60日以内）を定める義務	遅延利息（14.6%）の支払義務								
発注内容を明示する義務（発注書の交付）														
取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）														
支払期日（受領後60日以内）を定める義務														
遅延利息（14.6%）の支払義務														
禁止行為	<table border="1"> <tr> <td>受領拒否</td> <td>報復措置</td> </tr> <tr> <td>支払遅延（手形払等の禁止）</td> <td>有償支給原材料等の対価の早期決済</td> </tr> <tr> <td>減額</td> <td>割引困難な手形の交付</td> </tr> <tr> <td>返品</td> <td>不当な経済上の利益提供要請</td> </tr> <tr> <td>買ったたき</td> <td>不当な給付内容の変更・やり直し</td> </tr> <tr> <td>購入・利用強制</td> <td>協議に応じない一方的な代金決定</td> </tr> </table>		受領拒否	報復措置	支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済	減額	割引困難な手形の交付	返品	不当な経済上の利益提供要請	買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し	購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定
受領拒否	報復措置													
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済													
減額	割引困難な手形の交付													
返品	不当な経済上の利益提供要請													
買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し													
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定													
措置	公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言													

※赤色は改正内容

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた課題（全体像）

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、**サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠。**
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、**に向けて優越的地位の濫用に対する規制を整備。**

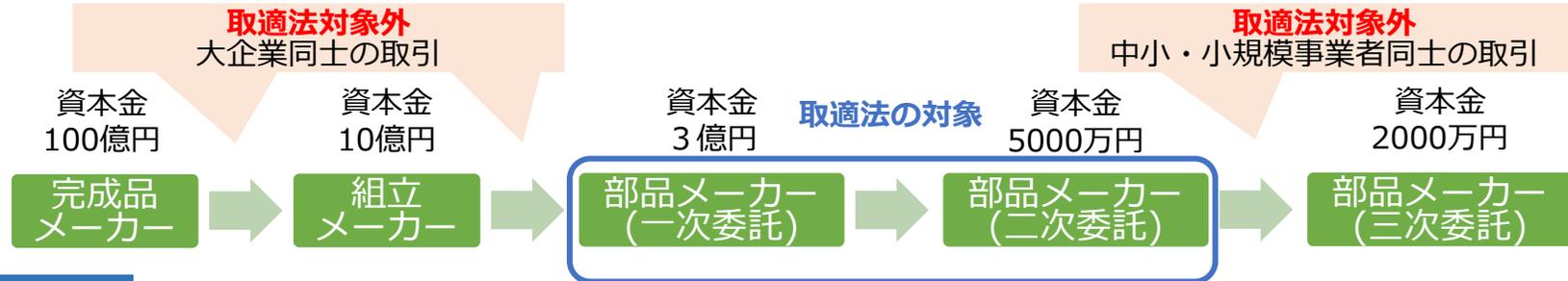


サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備①

議題の概要

- 取適法の対象外取引においても、実効的な価格協議を行えないことが一因となって価格転嫁が十分に進んでいない現状。
 - サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、価格協議に関して優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、実効的な取組をより一層推進することが必要。
- そこで、優越ガイドラインにおいて、**実効的な価格協議が行われたかどうか**が、**濫用行為の判断に当たって考慮要素となることを明確にする等、記載内容を具体化させるべきではないか。**

(例) 製造業におけるサプライチェーン



事業者の声

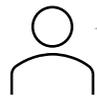
例1：規模基準を超える企業同士（大企業同士）の取引



発注者と自社はともに資本金3億円超だが、発注者である取引先からの価格転嫁が十分に行われていない。自社はサプライチェーンの中流に当たり、取引先から転嫁の原資をもらえないと、より下流の委託先に価格転嫁ができない。

(例) 発注者 受注者
資本金 3億円超 —▶ 資本金 3億円超
※規模要件超過

例2：規模基準未達の事業者同士（中小・小規模事業者同士）の取引

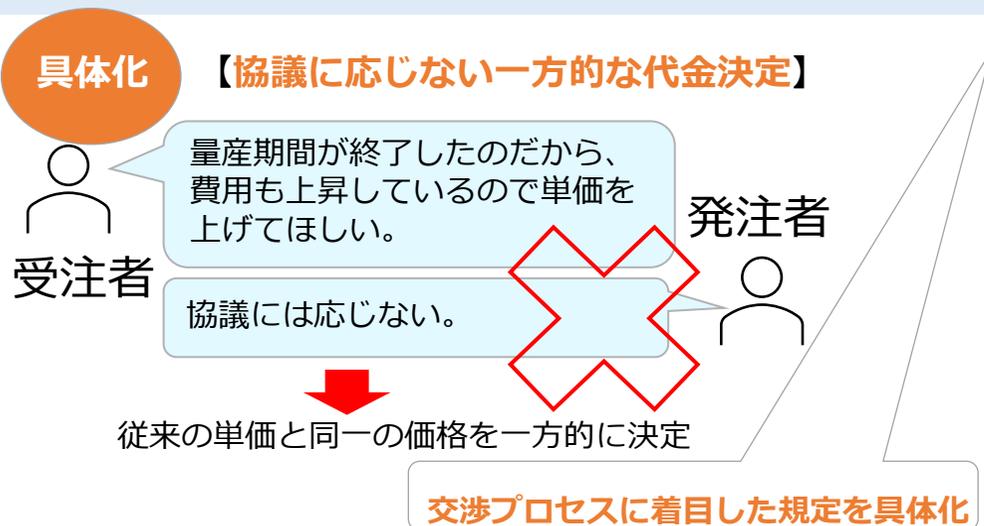


発注者が資本金1000万円で、自社が資本金800万円である。価格交渉を申し込んでも、取適法対象外であることを理由に一切応じてもらえず、価格転嫁が実現することはほとんどない。

(例) 発注者 受注者
資本金 1000万円 —▶ 資本金 800万円
※規模要件未達

解決の方向性（案）

- 対価の決定方法について、協議の有無に加え、実効的な価格協議が行われたかどうかを考慮要素となることを明確にすべく、**優越ガイドラインの「取引の対価の一方的決定」の「想定例」において、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合を追記し、独占禁止法上問題となる行為を明らかにする。**



実効的な価格協議が行われたかどうか、濫用行為の判断に当たって考慮要素となることを明確にするため、以下のような想定例を追記。

- (1) 拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例
- (2) 取引の打ち切り等の示唆により協議を行わない例
- (3) 協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例

○ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越ガイドライン）（抜粋）

第4 優越的地位の濫用となる行為類型

3 独占禁止法第2条第9項第5号ハ

(5) その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

ア 取引の対価の一方的決定

(ア) 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、**取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる。**

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離（かいり）の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断する。

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）①

議題の概要

- 支払条件の決定においては、発注者が優位に立つ傾向があり、その場合に支払サイトが長期化する傾向。
 - サプライチェーンの上流から下流まで全体で受取サイト短縮に向けた対応が必要。
 - 特に、取適法対象取引を含め複数の取引段階が連なるサプライチェーンでは、支払期日が遅く設定される傾向にあり、手当の必要性が高い。
- 取適法対象取引の延長線上にあるサプライチェーン全体において支払期日が適切に設定されるような環境整備に向けて、優越的地位の濫用の観点から、取組を講じるべきではないか。

(例) 製造業におけるサプライチェーン



事業者の声

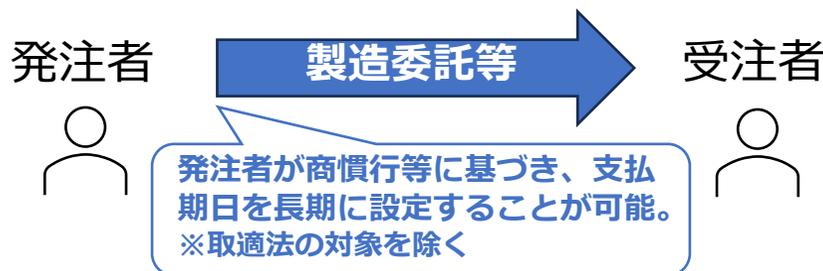
- 【小売業】 自社の資金繰りを改善するためにも、サイト短縮や現金支払への変更をお願いしたいが、自社の売上の上位取引先であり、転注されてしまう可能性を踏まえると交渉はできていない。
- 【製造】 取適法対象外取引のため、自社から取引先に資金繰り改善のために（支払サイトの短縮等の）申入れする根拠がないと考えており、また、申し入れることにより他社に転注されることをおそれて申入れができない。
- 【製造】 受注者が発注者に対し、支払サイトの短縮をお願いすると、値引きを求められることもある。受注者としては、独自の技術力をもって、発注者への交渉力を高めるしかないが、やはり自社だけ交渉を行うことは難しい。

サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）②

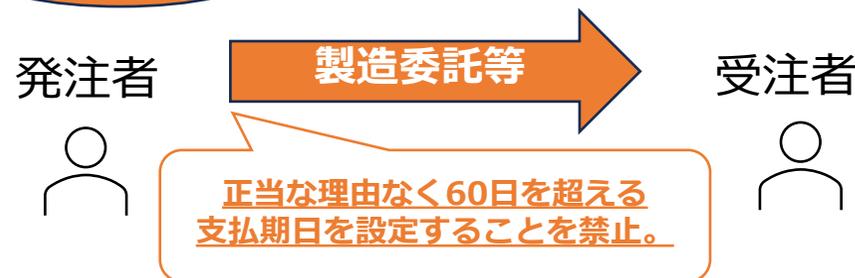
解決の方向性（案）

- サプライチェーン全体において、支払期日が適切に設定されるような環境を整備するため、**「製造委託等」の取引を対象に、支払期日に係る具体的な基準を定める独占禁止法上の告示（特殊指定）を新たに策定する。**

現状



施行後



新たな特殊指定の概要（案）

適用対象

- 製造委託等をした発注者の行為に適用される。
※「製造委託等」とは、取適法に規定する製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託をいう。
※発注者・受注者に関して規模基準（資本金基準及び従業員基準）は設けない。
ただし、その取引上の地位が当該発注者に対して劣っていないと認められる者に対する行為を除く。
取引上の地位の優劣の判断は、受注者の発注者に対する取引依存度、発注者の市場における地位等を総合的に考慮。

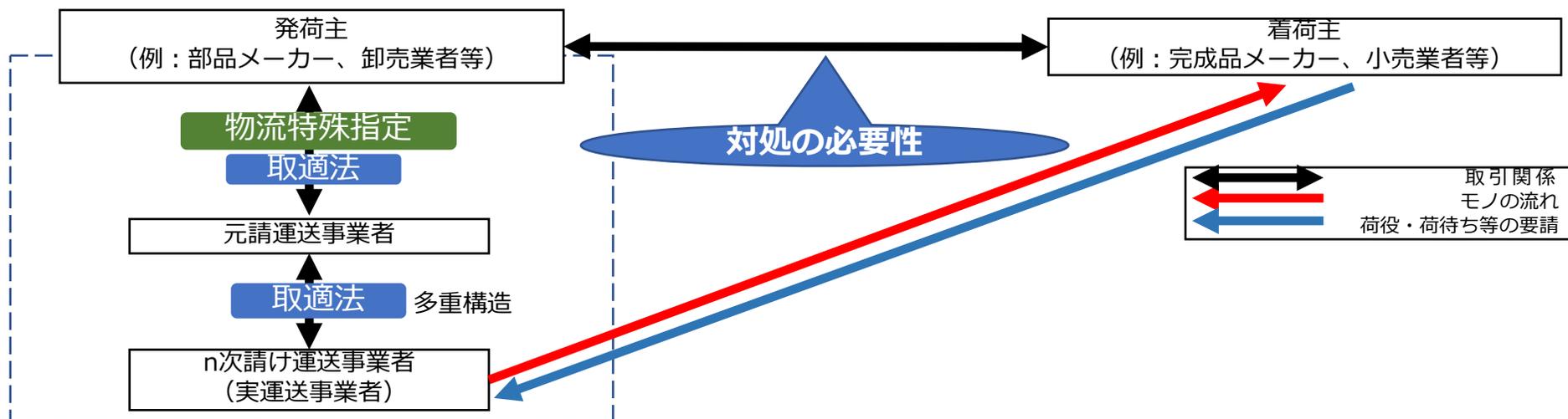
禁止行為

- 正当な理由がある場合を除き、給付を受領した日から起算して60日の期間経過後なお代金を支払わないこと（支払遅延）を禁止。
※「正当な理由がある場合」とは、例えば、受注者の責めに帰すべき理由がある場合や、合理的な理由に基づき60日を超える支払期日に係る条件が合意された場合等が挙げられる。

物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）①

議題の概要

- 着荷主が、荷下ろしの場面において、発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等を運送事業者を通じて要請する行為が問題となっている。
 - 下請法改正等により、運送事業者と発荷主等の関係において運送事業者の保護は一定程度図られているが、上記のような着荷主の行為については実効的に対処することが困難。
 - 着荷主は運送事業者との運送契約の当事者ではないものの、物流取引のサプライチェーンの一環を担っており、物流取引全体の適正化を図るためには、**着荷主が運送事業者に指示をし、契約外の荷待ち・荷役等を提供させる行為についても、対応することが必要。**
- こうした着荷主の問題行為を是正するために、発荷主・着荷主間の取引関係に着目し、優越的地位の濫用の観点から取組を講じるべきではないか。



事業者（発荷主）の声

○発荷主としては、受注することを第一に考えるため、細かい運送条件やその料金の取決めまで取引先に求めると面倒に思われ受注できないリスクがあり、追加で生じる荷待ち・荷役等の費用負担の交渉ができていない。

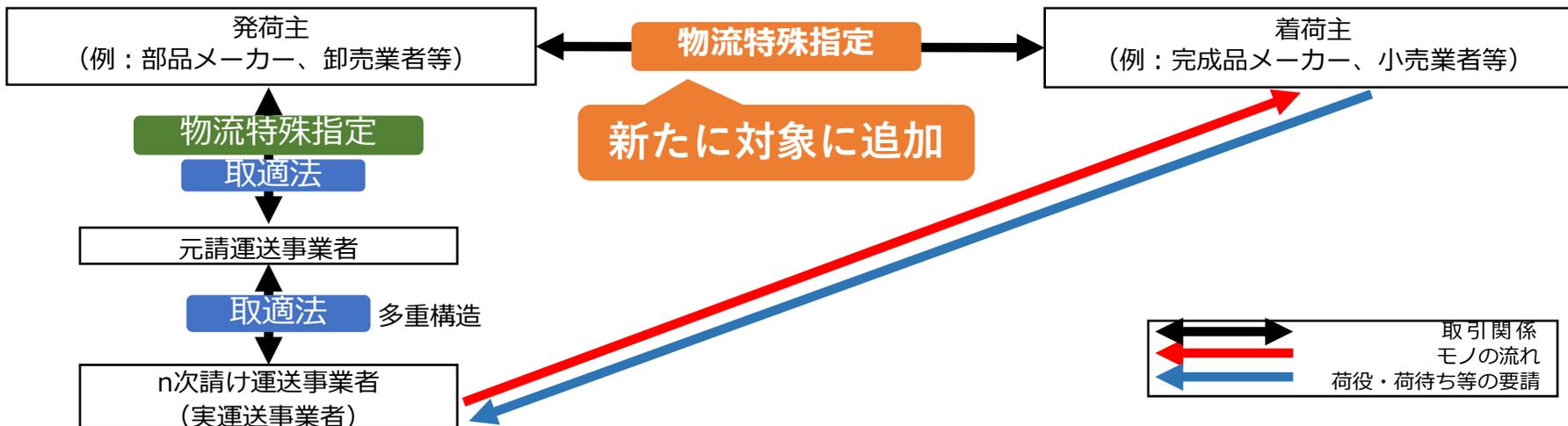
【梱包資材製造販売事業者】

○着荷主側（小売業）が立場上強い業界なので、発荷主側は言いなりで納品するしかない。待機時間などは着荷主側の問題だが、時間をずらして納品させてくれともいえない。【掃除用品製造販売事業者】

物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）②

解決の方向性（案）

- 物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、現行の物流特殊指定の対象を拡大し、**着荷主による発荷主に対する特定の行為（契約外の荷待ち等を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為）を新たに物流特殊指定の対象にする。**



物流特殊指定改正の概要（案）

適用対象

- 事業者規模（資本金・従業員）が一定を超える着荷主（又は取引上優越した地位にある着荷主）であって、事業者規模が一定を下回る発荷主（又は取引上の地位が劣っている発荷主）との間で継続的な取引（物品の販売、製造請負、修理、情報成果物の作成請負）の相手方としてその物品の引渡しを受けるもの

禁止行為

- 着荷主が、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為
 - ① 不当な運送の役務以外の役務その他の経済上の利益提供要請（附帯業務等）
 - ② 不当な運送の変更及びやり直し（荷待ち・やり直し等）

その他

- 現行の物流特殊指定に取適法での改正点を反映（従業員基準の追加、手形払等の禁止・協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加等）